

## 協会けんぽの任意継続被保険者の手引き

 全国健康保険協会東京支部

## 任意継続被保険者とは

任意継続被保険者とは、会社を退職するときに加入していた健康保険(全国健康保険協会管掌)に自分の意志(申し出)により、継続して加入する制度のことをいいます。

会社を退職するまでに2カ月以上健康保険に加入していたことが条件となり、保険料は全額本人が負担することとなります。(在職中の健康保険料は会社と個人が折半で負担しているため、任意継続被保険者となった場合、会社が負担していた分を含め、保険料は2倍となります。(ただし、上限があります。))

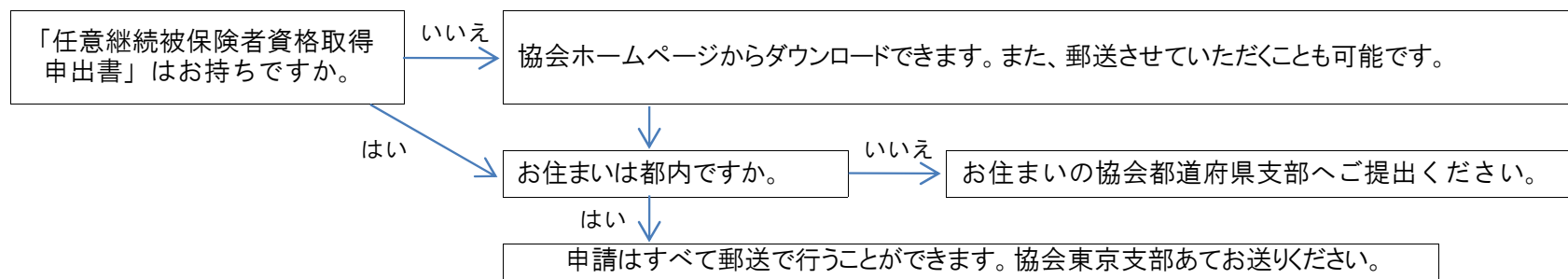
被保険者期間は、最大2年間継続され、新しく入社した会社で別の健康保険に加入するまで継続されます。

また、毎月保険料の納付期限までに納付することによって、自ら継続する制度となっていることから、納付期限までに納付がないと被保険者の資格を喪失することになります。

## 目 次

- |                              |                     |
|------------------------------|---------------------|
| 1. 申請手続き                     | 6. 前納制度             |
| 2. 加入(申請)                    | 7. 資格の喪失            |
| 3. 扶養家族(被扶養者)                | 8. 住所変更、被保険者証の再交付など |
| 4. 保険料の額                     | 9. 退職時の保険料と任意継続の保険料 |
| 5. 保険料の納付 <b>【特にご注意ください】</b> | 10. その他             |

## 1. 申請用紙の入手・提出先



「任意継続被保険者資格取得申出書」を郵送で提出する場合、退職した日の翌日から**20日以内に必着**することが要件となりますのでご注意ください。  
なお、ファックスでの受付は行っていません。

退職時に加入していた健康保険が**健康保険組合**の場合は、該当する健康保険組合の任意継続被保険者となります。

協会ホームページ( <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/> ) **申請書のダウンロード**：ホームページトップ→「申請・届出手続」を選択  
(任意継続被保険者資格取得申出書のほか、各種申請書等をダウンロードできます。)

### 全国健康保険協会東京支部（申請先）

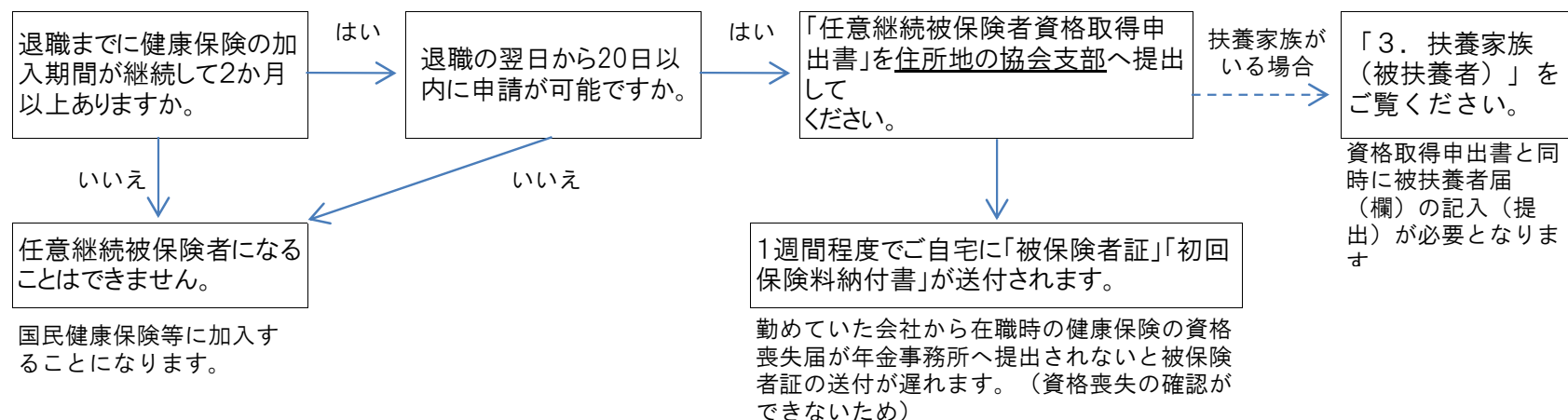
〒164-8540

東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階

電話番号（代表） 03-6853-6111

（自動音声にて各担当部署に直接ご案内しております。）

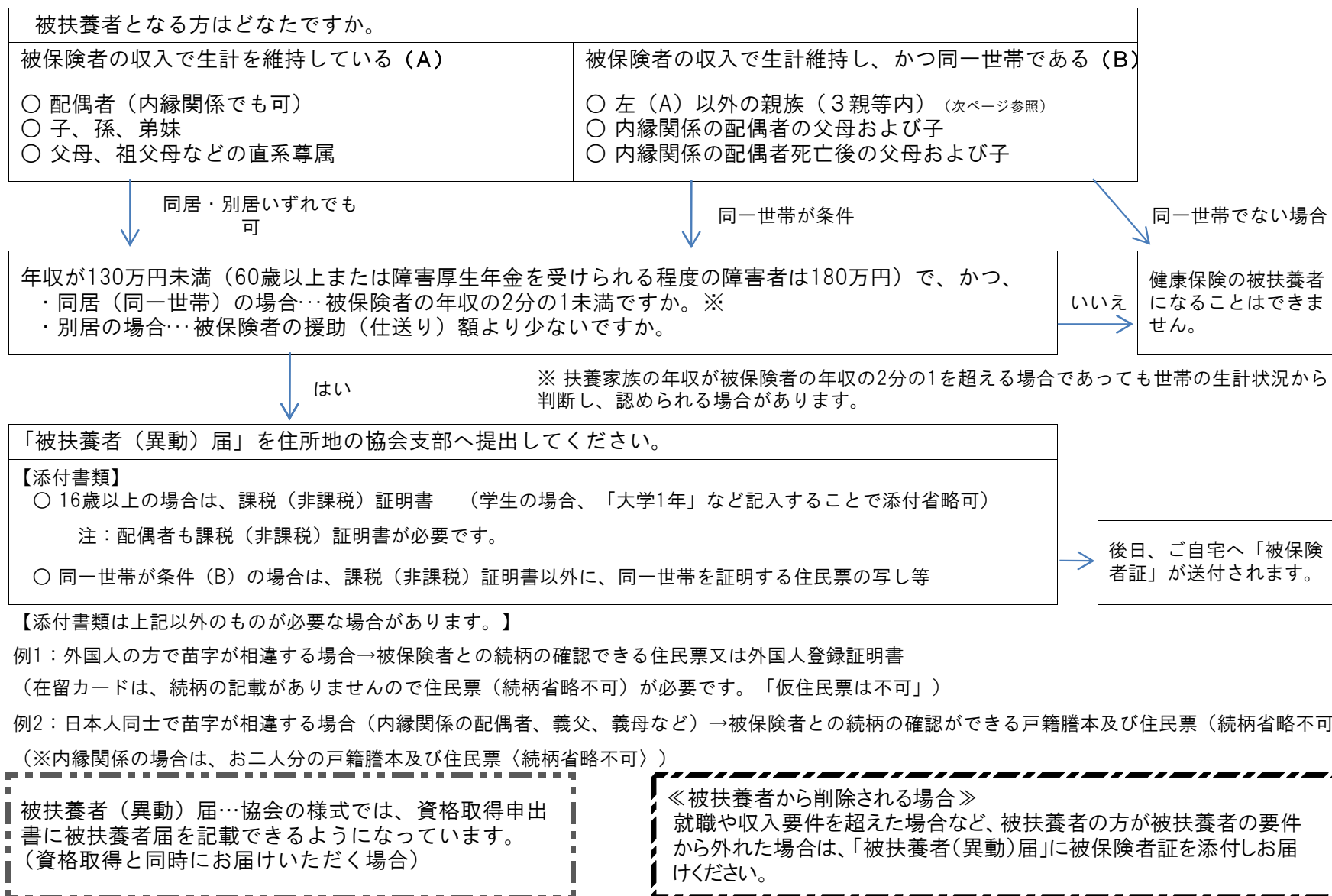
## 2. 加入要件・申請方法



任意継続の加入日:会社を退職した日の翌日

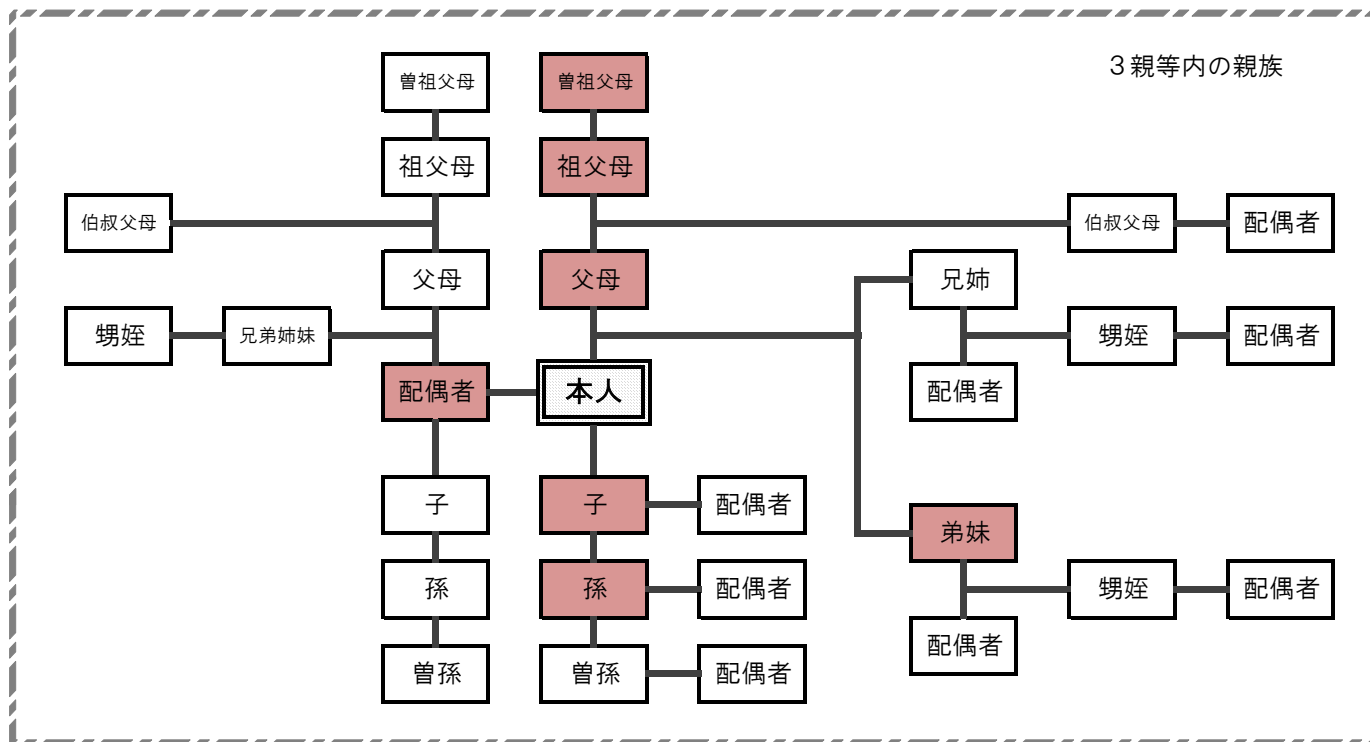
20日以内の申請:健康保険法第37条により、退職の翌日から20日以内に申請が必要となっています。(20日目が休日の場合は翌営業日)  
ただし、正当な理由(天災地変、交通・通信関係のスト等)があると認められる場合は、この限りではありません。

### 3. 扶養家族（被扶養者）



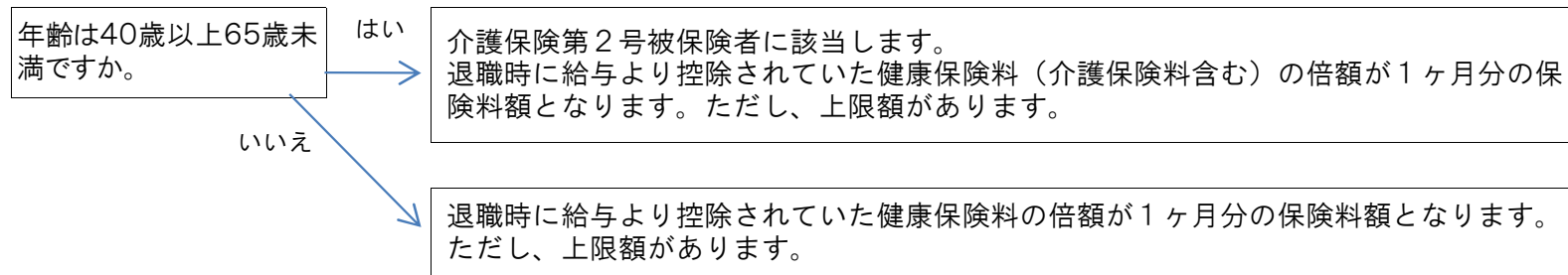
### 3. 扶養家族（被扶養者）

【健康保険の被扶養者になれる範囲】



- = 生計維持関係が条件：16歳以上であれば「課税（非課税）証明書」を添付
- = 生計維持関係及び同一世帯が条件：「住民票」及び16歳以上であれば「課税（非課税）証明書」を添付

## 4. 保険料の額



◆ 具体的な保険料額については、別紙「平成27年度協会けんぽ任意継続被保険者保険料額表」をご覧ください。

保険料額はお住まいの都道府県毎に保険料率が決められています。  
加入された以降、保険料率の改定、上限額の改定により保険料額が変わる場合があります。

介護保険料：年齢が40歳以上65歳未満の被保険者は、健康保険料に介護保険料が加算されます。

### 【国民健康保険の保険料との比較】

国民健康保険の保険料額については、お住まいの市区町村国民健康保険担当窓口でご確認ください。

## 5. 保険料の納付

保険料の納付方法は、毎月送付される納付書による納付と口座振替による納付があります。  
また、保険料をまとめて先払いする前納制度があります。（前納制度については、「6. 前納制度」をご覧ください。）

### 《毎月納付》

『初回（取得時）保険料』  
被保険者証と一緒に初回保険料の納付書がご自宅へ送付されます。  
**納付書に記載されている納付期限までに納付してください。**

納付期限までに納付がないと被保険者の**資格が取消**となります。

『2回目以降の保険料』  
毎月月初に納付書がご自宅へ送付されます。  
**その月の10日までに納付してください。**

納付期限までに納付がないと納付期限の翌日で**資格喪失**となります。

※ 10日が土日、祝祭日の場合は、翌営業日となります。

### 《特にご注意ください！》

任意継続の健康保険は毎月保険料を納付期限までに納付することによって自ら継続する制度です。

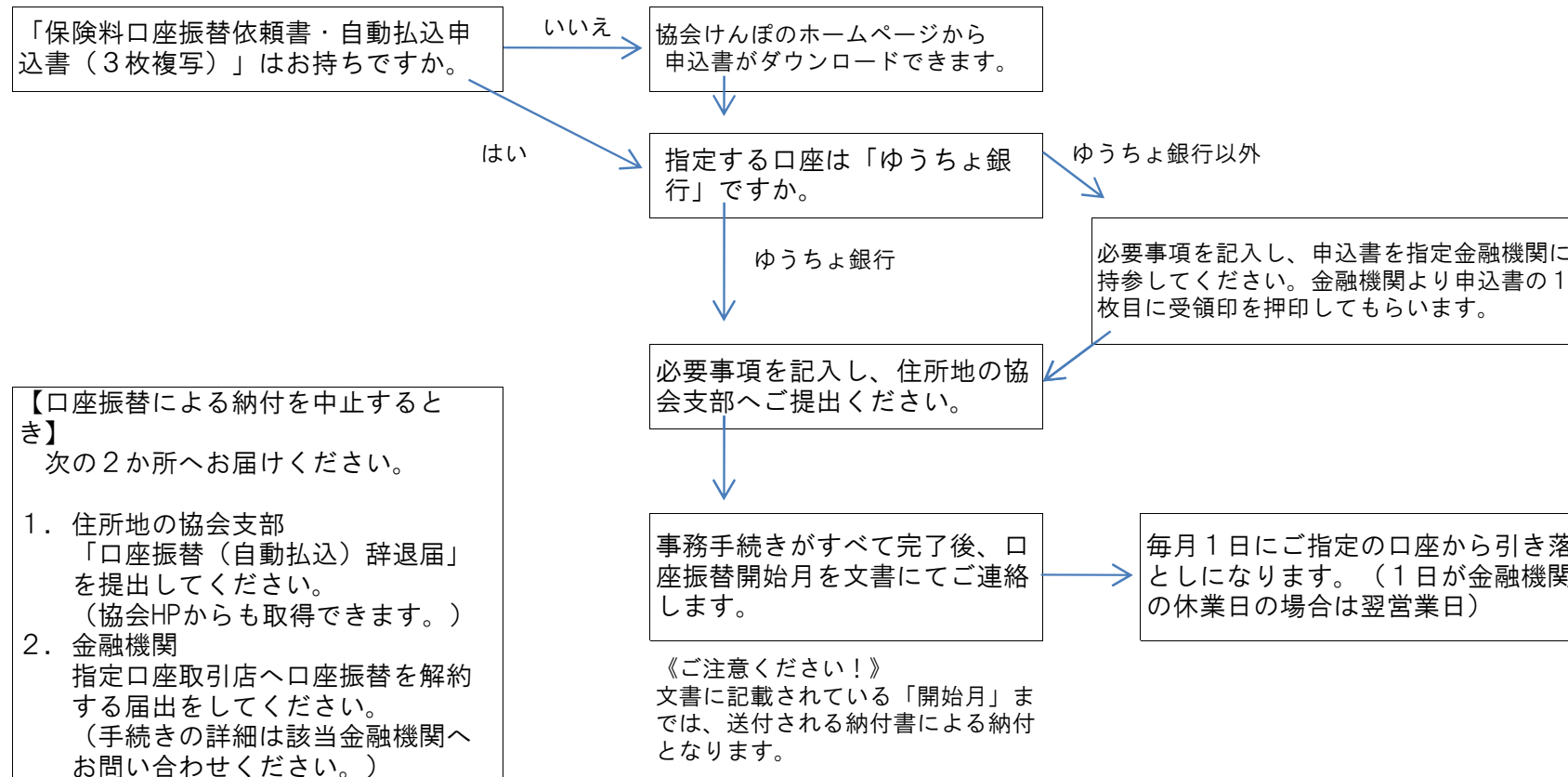
- ① 納付期限までに納付がない場合、健康保険法第37・38条により、資格の喪失（取消）となり、喪失（取消）通知書が届きます。  
（正当な理由（天災地変、交通・通信関係のスト等）が認められない限り、納期を延長することはありません。）
- ② 納付期限までに納付がなくても、協会けんぽから連絡（催促）はありません。
- ③ 納付期限の過ぎた納付書は使用できません。
- ④ 毎月10日までに納付が必要です。納付書が見当たらない（届かない）場合は、その前に必ず協会けんぽまでご連絡ください。  
（ご連絡がない場合、納付期限までに納付がなかったことになり、資格喪失（取消）となります。）

【納付書による納付場所】 コンビニエンスストア、金融機関の窓口、金融機関のATM、ペイジー、モバイルレジとなります。  
（使用できない金融機関等があります。くわしくは納付書の裏面をご覧ください。）



## 5. 保険料の納付（口座振替）

保険料を口座振替により毎月ご指定の口座から引き落とす方法があります。



## 6. 前納制度

前納の申し出により保険料を一定期間分まとめて先払いすることができます。毎月納付の手間が省けるほか、納め忘れの防止になります。また、保険料が割引になります。

随時に申し出  
された場合 ↓

### 【6か月分前納の申出】

4月分から9月分までの前納：3月初旬に納付書を送付します。  
(納付期限：3月末日)

10月分から翌年3月分まで：9月初旬に納付書を送付します。  
(納付期限：9月末日)

### 【12か月分前納の申出】

4月分から翌年3月分まで：3月初旬に納付書を送付します。  
(納付期限：3月末日)

取得申請時に  
申し出された場合 →

資格取得した日の属する月の翌月分から9月分までの期間、もしくは次の3月分までの期間の納付書が初回納付書とあわせて送付されます。  
(納付期限：その月の月末まで)

例：5/15退職(5/16喪失日)

《6か月前納申出の場合》

・5月分1か月分の納付書(初回納付書)

・6月分～9月分の納付書(4か月分前納納付書)

上の2枚の納付書が送付されます。

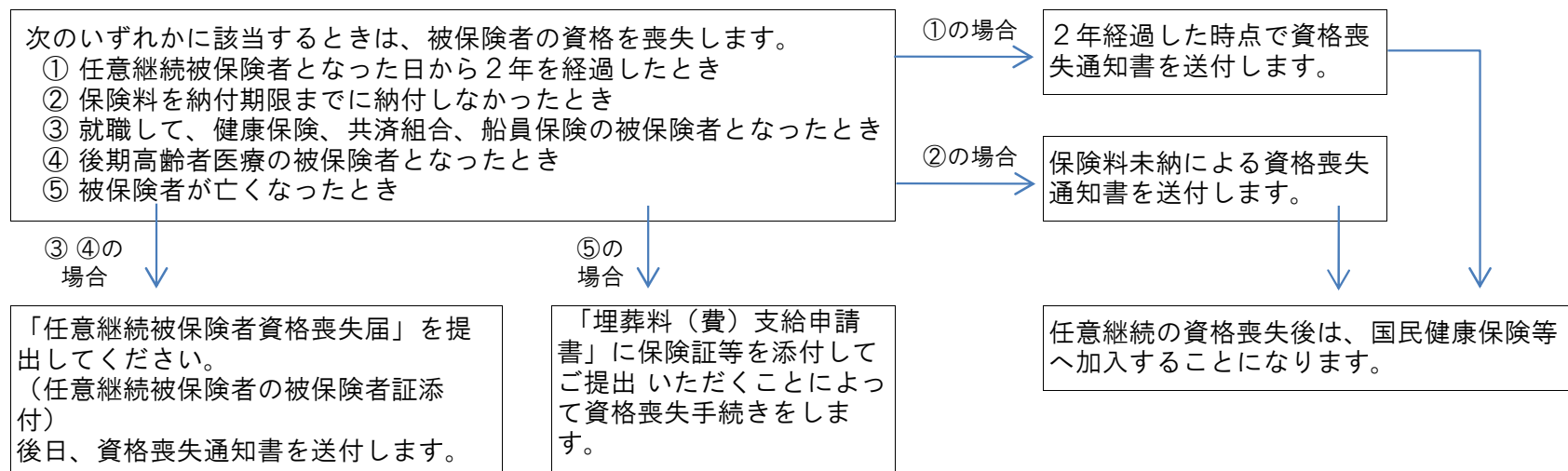
随時の申出の場合、前納が開始されるまでは、毎月納付となります。

申出時期等により、月末納付の設定が困難な場合は、前納の申し出に添えないことがあります。  
この場合、次回の前納時期に前納納付書をお送りします。それまでは毎月納付となります。

前納保険料を期日までに納付できない場合は、毎月の納付となりますので、至急ご連絡ください。

前納した期間の途中で就職等により資格喪失となった場合、未経過分の保険料は還付します。(還付請求書を送付します。)

## 7. 資格の喪失

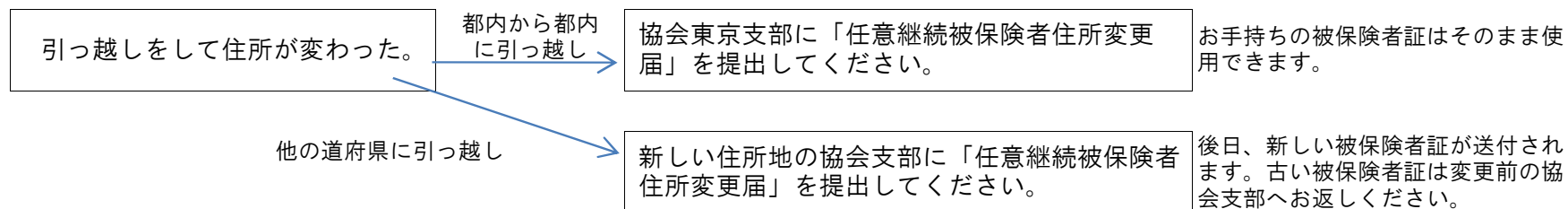


資格を喪失した場合は、すみやかに被保険者証をお返しく下さい。(協会あて郵送)

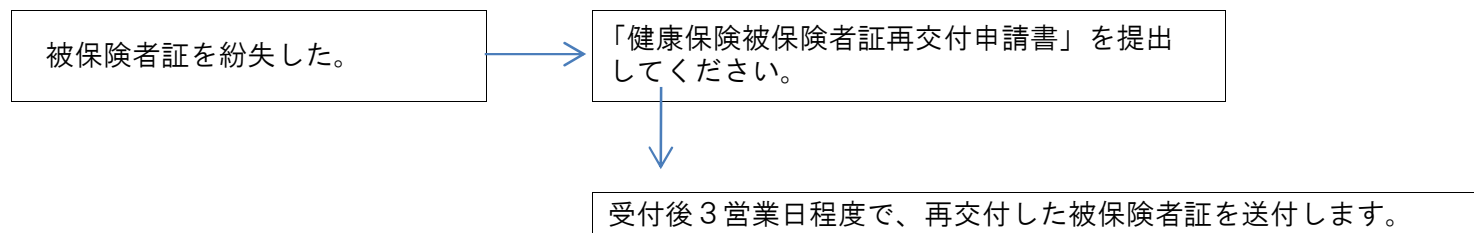
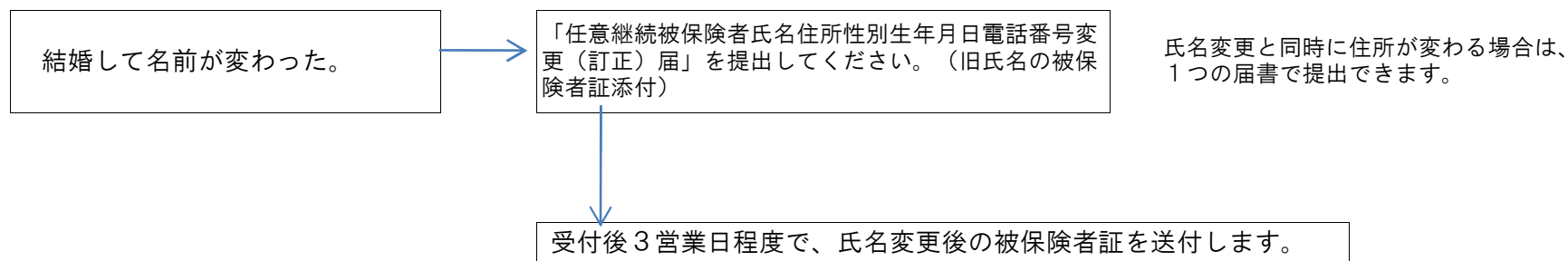
「国民健康保険に加入するため」「他の家族の被扶養者となるため」という理由で資格を喪失することはできません。

資格喪失の原因が③、⑤の場合で保険料の納め過ぎがある場合は、後日、保険料を還付します。(還付請求書を送付します。)

## 8. 住所変更、被保険者証の再交付など



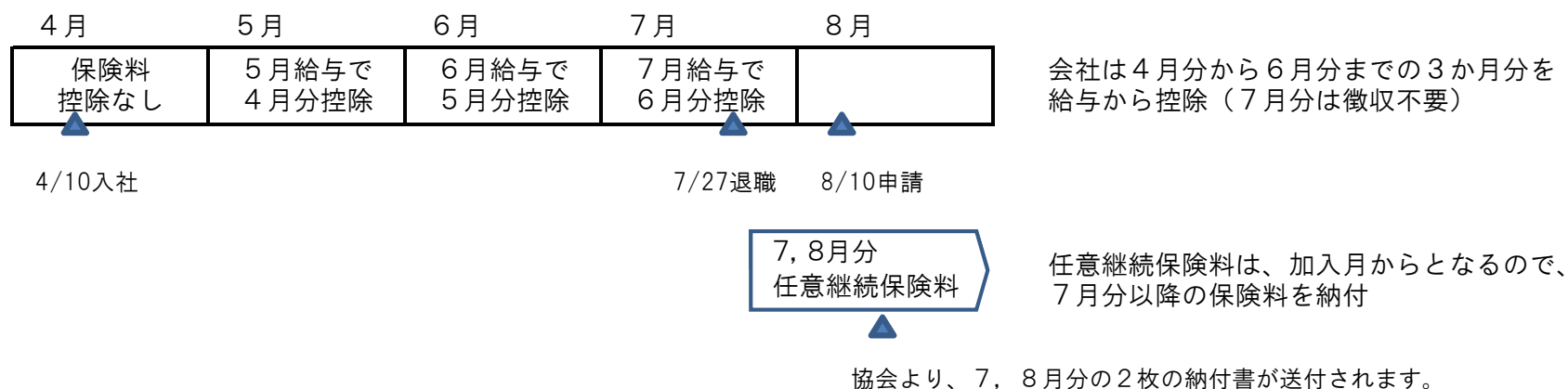
注：住所を変更した場合は、必ず届け出てください。納付書が届かなくなり（もしくは転送で到着が遅れて納付期限までに納付できなくなり）資格喪失となります。



## 9. 退職時の保険料と任意継続の保険料

健康保険の保険料は、加入した月は必要ですが、資格を喪失した月は必要ありません。  
また、健康保険料は、月単位となっており、日割りでの徴収（納付）はありません。  
通常、会社では、前月分の保険料を翌月給与から控除しています。

例） 4月10日に入社し、7月27日（資格喪失日7/28）に退職。8月10日に任意継続の申請。



会社で控除された保険料と任意継続保険料が二重払いになることはありません。

万が一、会社が喪失した月の保険料を誤って控除している場合は、会社から保険料を返してもらう必要があります。

注：加入した月と資格喪失月が同じ月の場合には、その月の保険料（1か月分）が必要になります。

例） 7月1日に任意継続被保険者となり、7月25日に就職等により他の健康保険の被保険者となった。

→ 7月分の保険料が必要。就職先でも7月分の健康保険料が8月給与から控除されます。

### 【国民年金の加入について】

事業所に勤務されているときは、健康保険のほかに厚生年金に加入していましたが、退職と同時に厚生年金の資格は喪失となりますので、20歳以上60歳未満の方は国民年金への切り替え手続きが必要となります。

また、在職中に配偶者が被扶養者となっていた場合には、配偶者は国民年金第3号被保険者となっていたが、被保険者の退職に伴い国民年金第1号被保険者への変更手続きが必要となります。変更の手続きは、市区町村役場の国民年金担当窓口となります。

### 【任意継続健康保険の領収証書について】

確定申告の際、納付した健康保険料の額を記入する必要があります。領収証書は大切に保管してください。

平成27年度(5月分から) 協会けんぽ任意継続被保険者保険料額表  
(東京都にお住まいの方)

## ○ 40歳未満・65歳以上(介護保険非該当)

一般保険料率 9.97% (単位:円)

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
退職時の標準報酬月額	58,000	68,000	78,000	88,000	98,000	104,000	110,000	118,000	126,000	134,000	142,000
任意継続月額保険料	5,782	6,779	7,776	8,773	9,770	10,368	10,967	11,764	12,562	13,359	14,157

等級	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21(上限)
退職時の標準報酬月額	150,000	160,000	170,000	180,000	190,000	200,000	220,000	240,000	260,000	280,000円以上
任意継続月額保険料	14,955	15,952	16,949	17,946	18,943	19,940	21,934	23,928	25,922	27,916

## ○ 40歳以上65歳未満(介護保険該当)

一般保険料率 9.97% 介護保険料率 1.58% 合計 11.55% (単位:円)

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
退職時の標準報酬月額	58,000	68,000	78,000	88,000	98,000	104,000	110,000	118,000	126,000	134,000	142,000
任意継続月額保険料	6,699	7,854	9,009	10,164	11,319	12,012	12,705	13,629	14,553	15,477	16,401

等級	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21(上限)
退職時の標準報酬月額	150,000	160,000	170,000	180,000	190,000	200,000	220,000	240,000	260,000	280,000円以上
任意継続月額保険料	17,325	18,480	19,635	20,790	21,945	23,100	25,410	27,720	30,030	32,340

注:各都道府県支部により保険料率は異なります。